

第4章 ペイオフ解禁について

I ペイオフ解禁（資料4-1～2参照）

平成17年4月1日より、預金等全額保護（元本1千万円までとその利息の保護）の範囲が定期性預金から普通預金や別段預金にまで拡大し、これをもって、決済用預金を除く全ての預金について、預金等全額保護の特例措置が終了し、ペイオフ解禁が実施された。

預金等全額保護については、金融危機対応のための臨時異例の措置として8年6月から14年3月まで講じられ、同年4月には、定期性預金について全額保護が終了した。一方、普通預金等については、17年3月まで全額保護が継続されてきたところである。

II ペイオフ解禁に向けた環境整備等

金融行政においては、17年3月までの間に、構造改革の一環として不良債権問題の正常化に取り組み、また少額預金者の保護制度とは別に決済機能の安定確保のための制度を整えるなど、ペイオフ解禁の実施に向けた準備を行ってきた。主な取組みの内容は次のとおりである。

1. 不良債権問題の正常化

不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築するため、「金融再生プログラム」等の諸施策を強力に推進してきた結果、

- ① 主要行の不良債権比率は17年3月期に2.9%となり、17年3月期までに14年3月期（8.4%）の半分程度にすると金融再生プログラムの目標を達成したほか、
- ② 地域銀行についても、不良債権比率は全体として着実に低下している。

2. 決済用預金の導入

17年4月以降も全額保護される決済用預金（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金）について、一般的に預金業務を行っている金融機関の97.6%が導入済みとなっている（17年4月1日現在）。

3. ディスクロージャーの充実

- (1) 預金取扱い金融機関のディスクロージャーについては、10年3月期から（協同組織金融機関は11年3月期から）米国証券取引委員会（SEC）の基準と同様の基準による不良債権の情報開示が行われ

ているほか、金融機能再生緊急措置法に基づく資産査定の開示が、11年3月期から（地域銀行は11年9月期、協同組織金融機関は12年3月期から）実施されている。

また、11年3月期からは、預金取扱金融機関の業務・財産の状況に関し法令に規定された具体的な事項を単体・連結ベースで開示することが罰則付で義務化されている。

- (2) 加えて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、株式非公開銀行に対して、株式公開銀行と同様の開示（四半期開示、タイムリーディスクロージャー）を16年度から実施するよう要請し、協同組織金融機関に対しては、15年度から半期開示を実施するよう要請するなど、更なるディスクロージャーの充実を図っている。

4. 名寄せデータ整備

預金等定額保護の前提となる名寄せデータの精度の維持・向上を図るため、対象となる全ての預金等受入金融機関に対し、17年3月末までに名寄せ検査を実施した。検査の結果、名寄せの際に支障が生じるおそれがあると認められた点については、是正策の報告を求めるなどのフォローアップに努めた。また、預金保険機構において、金融機関から順次名寄せデータの提出を求め、機構指定フォーマットに沿って作成されているか等を検証するなど、預金保険機構と連携して名寄せデータの整備状況を厳正に確認した。

Ⅲ 今後の対応

ペイオフ解禁の実施後は、金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組むこととなり、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けが中心となり、行政による規律付けは補完的な役割に移行することとなる。

また、預金者にとっても、自らの判断と責任において金融商品や金融機関を選択することとなり、いわば金融機関が預金者の選択と信頼を競い合う新たな時代を迎えたことを意味する。

こうした「選択と信頼」を基盤とする金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮していくよう、金融行政としても、引き続き、効果的かつ効率的な検査・監督の実施に努めるなど、適切にその役割を果たしていく必要がある。